

# 地域のひろば

## 第十六号

平成21年7月  
中部地域協議会

力の支え

信頼のきずな

事業の発展

### 会長就任にあたって



社団法人日本人材派遣協会

会長 坂本 仁司 氏

平成21年度定時総会において会長に就任いたしました。

2007年の米国発の金融危機が世界的に急激な信用収縮をもたらした結果、日本経済も景気後退が進み、企業は生き残りのために有期雇用契約の労働者を中心に雇用調整を行い、人材派遣業界をとりまく外部環境も急変しています。長期に亘り成長・拡大傾向が続いていた人材派遣業界も大きな転換点に直面している重要な時期ですが、鎌田会長の任期途中での退任を受け、執行部の一員として協会運営の継続性を重視して引き受けさせていただきました次第です。

労働者派遣法が成立して以降、20年以上に亘り人材派遣業界は順調に発展・拡大してきました。しかしながら、米国発の金融危機の余波が金融業界のみならずすべての業界に悪影響を及ぼし、自動車産業を中心に日本経済を牽引してきた中部経済圏も急速に景気後退の波に巻き込まれ、同時に派遣業界も大きな逆風にさらされています。

一方、施行以来規制緩和の方向で改正されてきた労働者派遣法は、今回の改正では規制強化の方向に転換しています。しかしながら、政局の混乱もあって閣議決定された改正法も審議が進むことなく、成立が懸念され、

野党では「製造業派遣と登録型派遣の禁止」を盛り込んだ議員立法を検討する動きもあります。今回の改正法案は、過程において本質的な論議が行われずに、拙速に改正された面もありますので、見直しのための時間的な余裕が生じれば会員各社に再度議論をお願いし、協会として問題認識を共有して積極的に関与していきたいと考えています。

—— 仮に、派遣労働が「一時的・臨時的な働き方」とするならば

・日雇い派遣と称される短期・単発の働き方を否定してよいのか  
・一部の遵法精神の低い派遣会社の不祥事に引きずられる形での基準作りが本筋を見誤ることとなっていないのか

・26業務と自由化業務における期間制限の取り扱いについて簡素化、明確化を検討するべきではないのか

—— さらに  
・派遣という働き方を自ら選択している労働者の選択権を制限して直接雇用の契約社員や正社員に転換を強制するのが労働者をはじめとする関係者の望む、あるべき姿なのか

—— 同様に  
・同一派遣先での同一派遣労働者の派遣期間を画一的に規制するのではなく労働者の自主的選択に委ねるべきではないのか

—— 派遣会社のマージン規制問題については

・人材ビジネスであることを考慮すれば納得性のある適正な利潤が前提となるべき  
・反面、業界比較して相対的に低い営業利益率をマージン規制する必然性があるのか  
・資本主義社会において個別会社の企業努力と競争原理が否定されて良いのか

—— 派遣会社の参入障壁問題は  
・人材ビジネスとしての企業の品格を維持するために一定の規制は必要か

—— 同一価値労働・同一賃金の概念を普遍化するために  
・派遣先／派遣元／派遣労働者が同じ目線で問題認識を共有できているのか

・派遣契約を遵守する目線も同じ高さなのか  
・派遣契約違反の当事者責任が対等なものなのか  
・様々な観点から「派遣という働き方」について派遣先や派遣労働者の立場を理解できる派遣会社として、関係者の個々の立場をも勘案した上で、基本に立ち返った議論の内容を、改正法案に適切に反映させていくために積極的に提案を行っていくべきではないでしょうか。

(社)日本人材派遣協会は、加盟各社のご支援とご協力をいただき、民間の労働力需給調整機関としての役割を再認識して「人と企業を結ぶ高い志」を持ち、従来以上にコンプライアンスを重視して、「派遣という働き方」を選択される人の雇用確保を進めるとともに日本経済のさらなる飛躍・発展のために貢献していく所存です。

# 労働者派遣事業をめぐる最近の動き



愛知労働局  
需給調整事業部長  
鏡 味 次 男 氏

平素、中部人材派遣協会会員企業の皆様には当需給調整事業部の実施しております業務の推進に格別なるご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、昨秋以降の世界的な金融危機、景気の後退に伴う実体経済への影響が、特に自動車製造業を中心とする愛知県にも多大な影響を及ぼし、生産調整に始まり、いわゆる「派遣切り」といわれる派遣契約の解消や期間工などの雇止めが社会問題化したことはご案内のとおりであります。現在でも各企業は少なからず一部休業を実施し、生産調整を続けているのが現状です。

このいわゆる「派遣切り」が社会問題化した背景を少し見てみたいと思います。

昭和61年に労働者派遣法が施行され、その後数次の改正を重ねて平成11年には派遣対象業務が原則として自由化され、16年には製造業務も解禁となった以降、急激に派遣事業所が増加するとともに派遣労働者も急増しました。また、派遣労働者を含めた非正規型労働者の全就業者数に占める割合が約35%になるに及んで、所得格差、格差社会などと言われているところでもあります。さらには、日雇い派遣など違法な労働者派遣もこの格差を助長したと言われました。現実にもこれら派遣労働者の失業を含めた雇用情勢は悪化の一途をたどり、有効求人倍率は低下、失業率は5%の水準となり全国のハローワークの求職者は激増しています。加えて生活の安定も脅かされているなどにより社会問題化していると考えられるところです。

需給調整事業所数の推移

労働者派遣事業〈年度別推移〉		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度4月末	
	件数	製造	件数	製造	件数	製造	件数	製造	件数	製造	件数	製造	
一般	1,058	282	1,364	462	1,692	659	1,957	821	2,026	857	1,998	844	
前年度比	53.3%	1384.2%	28.9%	63.8%	24.0%	42.6%	15.7%	24.6%	3.5%	4.4%	0.7%	1.6%	
特定	1,473	222	2,050	419	3,033	810	4,099	1,256	4,724	1,498	4,745	1,494	
前年度比	51.2%	469.2%	39.2%	88.7%	48.0%	93.3%	35.1%	55.1%	15.2%	19.3%	13.6%	16.2%	
計	2,531	504	3,414	881	4,725	1,469	6,056	2,077	6,750	2,355	6,743	2,338	
前年度比	52.1%	769.0%	34.9%	74.8%	38.4%	66.7%	28.2%	41.4%	11.5%	13.4%	9.4%	10.4%	

※製造率は、製造業務の労働者派遣を行う旨の届出をした事業所の件数（内数）である。

職業紹介事業〈年度別推移〉		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度4月末	
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	
有料	514	628	803	995	1,214	1,209							
前年度比	37.1%	22.2%	27.9%	23.9%	22.0%	19.2%							
無料	26 (2)	28 (3)	30 (4)	29 (4)	35 (8)	37 (9)							
前年度比	8.3%	7.7%	7.1%	▲3.3%	20.7%	19.4%							
計	540 (2)	656 (3)	833 (4)	1,024 (4)	1,249 (8)	1,246 (9)							
前年度比	35.3%	21.5%	27.0%	27.0%	22.0%	19.2%							

※( )内は、特別の法人及び地方公共団体の行う無料職業紹介事業所の件数（内数）である。

こうした中、政府としては昨年来様々な緊急景気対策等を実施するとともに、この間の労働者派遣を取り巻く環境整備のための改正法国会工程やいわゆる「派遣切り」対応のための指針の改正、告示37号の解釈集の公開などを行っています。これらについてポイントを説明します。

法改正については、これまで規制緩和の方向で改正を重ねてまいりましたが前述のとおり違法派遣等に対応して「規制強化」に方向転換しました。特徴は日雇派遣の禁止であります。さらには派遣料金の公開の義務づけなどがあります。これらにより派遣労働者の納得性と雇用の安定を図ろうとするものです。

派遣元、派遣先の講ずべき措置に関する指針の改正については、派遣契約の締結に当たって損害賠償規定を設けることなどであり、新たな就業先の確保ができない場合で、派遣契約を中途解除する場合の措置として、派遣元には休業による雇用の維持、派遣先にはこれらの補償を講ずべき措置として明示し、派遣労働者の雇用の維持を図ろうとするものです。

労働者派遣と請負の区分基準告示37号はご案内のとおりでありますが、製造業務について様々な解釈がされており、未だに偽装請負が散見されます。また、「2009年問題」にかかる派遣受入期間制限後の請負化にも対応するため、設備等の双務契約、制服着用、混在の問題、指揮命令の有無などについての疑義応答集となっています。請負事業は勿論のこと派遣事業運営の適正化を図ろうとするものです。

これらの改正等は、いずれも適正な事業運営は勿論のこと派遣労働者の雇用の維持、安定を図ろうとするものであり、是非ともご理解を賜りたいと思っております。

雇用にかかる社会問題化は、何も派遣労働にかかわらず、非正規雇用の拡大とともにこの崩壊、生活保障、格差問題などを背景としていますが、派遣労働者の苦情相談などをみまますと法令違反は勿論であります。さまざまな不満が鬱屈している状況がうかがわれます。これは派遣事業の適正な運営とともに派遣労働者の納得性が得られていないと思われ、派遣労働者に対する配慮が何より大事であると考えられます。

最後になりますが、労働者派遣が労働市場の信任を得るためには派遣事業者がコンプライアンスの徹底とともにこれを担う派遣労働者が人材としても価値を持ち、納得して就業してもらうために相談体制の強化、教育訓練の充実などの事業展開が求められていると言うことをお伝えしたいと思います。

## この一年



中部ブロック名古屋相談センター  
アドバイザー  
近 藤 信 政 氏

中部地域協議会の会員のみならず、日ごろから相談センターをご利用いただき、また業務の運営につきましてご協力、ご理解を賜り誠にありがとうございます。

私は、昨年4月、労働行政の経験により「労働者派遣事業アドバイザー」として、「労働者派遣事業」に関する様々な相談の仕事をさせていただくことになりました。10年ぶりのことです。派遣事業に関しては、法の制定後間もないころ僅かばかりの経験をいたしました。その後、派遣法が幾度の改正によって、今日のように大きく様変わりし、また複雑になってきており、戸惑うばかりでありました。

派遣事業は、派遣法だけでなく労基法、安衛法など労働関係法令その他多くの法令が多面的にまた複雑に絡み合っており、事案の解決に当たって、相談センターの先輩の指導を受けつつ皆様に信頼していただける相談ができますよう日々努力しているところです。

派遣業界はこの一年、日雇い派遣の問題、2009年問題への対応、そして派遣切り、契約の中途解約など派遣労働者の雇用の形態について相次ぐ問題として表面化したことなどから派遣制度は大きく揺れ、世間の注目を集めるなど、大変厳しい年でありました。

日雇い派遣については、不適切な賃金の支払いや除外業務への派遣などの違法行為によって世間の批判を浴び、業界から引退を余儀なくされた事業所もでてまいりました。

さらには、昨年の後半からの景気の後退、生産の縮小による派遣契約の打ち切り、中途解約など派遣労働者の雇用確保が社会問題となった一年でした。

こうしたことから、派遣制度の見直しが叫ばれ、日雇い派遣に対する指針、労働契約法の改正、また派遣先に対して損害賠償等について派遣指針の改正が行われ、さらには「許可基準」の見直しなど相次いで規制強化の方向へと動き出した年ではないかと思えます。法そのものの改正もいわれています。

労働者派遣事業は、全国の売上高が約6兆5千億円、派遣労働者約381万人、(平成19年度)派遣事業所8万3千と増加し、経済・社会にとってもきわめて重要な地位を占めるようになっていきました。派遣業界として適正な事業運営、コンプライアンスの徹底などに取り組み信頼の回復を図らなければならぬと思えます。

当相談センターの相談状況については、前半は、2009年問題といわれる派遣労働者の受入制限に関係

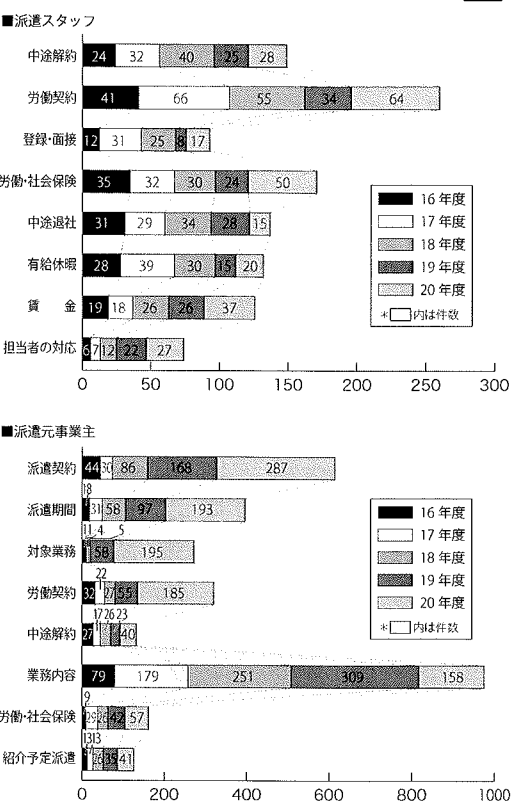
『平成20年度個別相談状況』

派遣元事業主	派遣スタッフ	派遣先事業主	一般関係者
1,470件 (5.6%)	341件 (22.2%)	201件 (73.3%)	129件 (-56.6%)

『年度別相談状況の変化』

	16年度		17年度		18年度		19年度		20年度	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
派遣スタッフ	302	29.0	334	28.0	347	20.4	279	13.8	341	15.9
派遣元事業主	469	45.0	578	49.0	980	57.7	1,392	69.1	1,470	68.7
派遣先事業主	59	5.7	100	8.4	127	7.5	116	5.8	201	9.4
その他	212	20.3	173	15.0	245	14.4	228	11.3	129	6.0
計	1,042	100	1,185	100	1,699	100	2,015	100	2,141	100

『主な相談』



(3)派遣先からは、派遣契約に関するものが約60%で次は、派遣業務に関するものが23%であった。派遣元・派遣先の相談では、景気後退が叫ばれる中、契約の解除あるいは雇用の維持を如何にすべきかと苦慮されている姿が相談にもあらわれていた。

主な相談(※別表2・3参照)  
 (1)スタッフからの相談では労働契約、次が労働・社会保険(雇用保険)そして賃金、有給、中途解約・退社など、雇用契約の打ち切りに伴う相談が多く見られた。  
 (2)派遣元については、受け入れ期間の制限など「2009年問題」に関するもの、また厳しい経済環境を反映した派遣・雇用契約に関するものが多くあった。中途解約、契約解除など派遣契約・派遣期間の相談が全体の三分の一を占め、労働契約、中途解約及び労働・社会派遣など雇用関係に関するものが約20%となっている。

する相談が、後半は急激な景気後退に伴う派遣契約の打ち切り、中途解約、契約の縮小など派遣労働者の雇用問題に係わる相談がスタッフ、派遣元から多く寄せられ、また新たに始まる裁判員制度の取扱いについての相談も見られました。  
 相談件数は、毎年増加しており平成20年度は前年度より6.3%増加し、2,141件。そのうち派遣元から相談が約70%を占めています。(※別表1参照)

新任「」挨拶



中部地域協議会  
会長 山本光子氏

新たに中部地域協議会の会長に選任されました山本でございます。会員の皆様方には、日頃から中部地域協議会の運営に格別のご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

一時は「元氣な名古屋」という言葉が象徴するように、東海地域は全国からも注目されるほど活況を呈しておりますが、景気後退に伴い一転して大変厳しい状況に陥っております。各企業とも雇用調整が進み、私どもの業界もかつてないほど厳しい局面を迎えております。さらに、野党から「製造業派遣の禁止」や「登録型派遣の禁止」等、規制を強化する派遣法改正案が国会に提出されるなど、派遣業界は存亡の危機を迎えようとしています。

労働者派遣事業は、多様化するライフスタイルや様々なニーズを抱える働きたい人と派遣先企業のニーズに的確に答え、就業機会を創出し日本経済の発展にも貢献してまいりました。現在の法規制強化の議論には、これまで派遣事業が日本経済に果たしてきた役割が正しく評価されず、特に「登録型派遣の禁止」の動きでは、ライフスタイルに合った「派遣」という就労形態を選択し働きたいと思っている多くの方の声を十分に届いてなく、大変残念でなりません。抑制されれば柔軟な働き方ができなくなり、特に女性や高齢者にとり就業機会の減少につながるのではないかと、大変危惧いたしております。

派遣スタッフの働き方の選択肢を狭めないためにも、法改正への働きかけを日本人材派遣協会と連携を密にして、業界全体で力をあわせて取組んでまいりたいと考えております。何よりも派遣スタッフの声を取り込みながら、派遣事業の必要性を社会に認知してもらい、実態に沿った法律にしていかななくてはなりません。

このような時期に、図らずも大役を仰せつかりましたが、会員の皆様をはじめ行政機関、派遣先企業様等のご支援を賜りながら、この重責を果たす所存でございます。皆様には、当協議会の活動へのご理解とご支援を改めてお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

平成21年 中部地域協議会役員組織

会長

山本光子

テンプスタッフ・ピープル(株)  
専務取締役

副会長(総務部会担当)

牧隆弘

中日本営業本部 本部長  
アデコ(株)

副会長(事業部会担当)

春日隆

(株)リクルートスタッフフィンゲ  
東海支社長

副会長(会計担当)

武田美貴

旭化成アマダス(株)  
名古屋支店長

幹事(総務部会)

坪田潔

(株)パソナ  
執行役員 東海営業本部長

請井啓子

(株)日本医療事務センター  
名古屋支社 支社長

加藤正也

(株)メイツ東海  
営業本部長

古田年季

(株)ジヨブコム  
代表取締役社長

幹事(事業部会)

中西正治

(株)NTT西日本―東海  
ITビジネス本部ヒューマンリソース事業部長

小川幸久

(株)クロップス・クルー  
代表取締役社長

神戸洋一

(株)トヨタエンタプライズ  
ヒューマンポータルナビ 名古屋支店長

奈良進

(株)ビーハーフ  
代表取締役社長

監事(監査)

秋吉英治

(株)サンスタッフ  
代表取締役社長

平成20年 中部地域協議会のあゆみ

研修会

(1) 第38回(平成20年7月11日)

メルパルクNAGOYA 郵便貯金会館)

◎参加 70社 (134名)

◎内容/講師

『人材ビジネスにおける大切なこと』

(株)コンサルティングミッショ

代表取締役 秋元次郎 氏

◎終了後懇親会開催 参加62社 (122名)

(2) 第39回(平成20年11月19日)

メルパルクNAGOYA 郵便貯金会館)

◎参加 77社 (145名)

◎内容/講師

『派遣法改正の動向』

(社)日本人材派遣協会

副理事長 大原博 氏

『「ココロの元気」の作り方』

「感じて・興味を持って・動く」人づくり!」

人材活性プロデューサー 大谷由里子 氏

◎終了後懇親会開催 参加69社 (128名)

平成21年 中部地域協議会の主な行事

研修会予定

第40回(平成20年7月10日)

メルパルクNAGOYA 郵便貯金会館)

◎内容/講師

『働きたい人々に仕事を見つけてくる職業

「人材派遣業」』

(株)人材ビジネスフォーラム

代表取締役社長 東田康之 氏

「地域のひろば」第16号の発行  
平成21年7月28日配布予定

協議会PR広告の掲載

平成21年10月頃

座談会記事掲載と同時に会員会社の社名掲載

会員企業募集中

(社)日本人材派遣協会 中部地域協議会では、新規会員  
企業を募集中です。入会その他については、左記までお  
問い合わせ下さい。

連絡先

(社)日本人材派遣協会 中部地域協議会

総務部会 平野成之

小川知美

住所 名古屋市中区栄三―十八―一

ナディアパークビジネスセンタービル19階

アデコ株式会社 名古屋支社

TEL 〇五二―二六五―一五五―

FAX 〇五二―二六五―二五六―

(本文中敬称は略させていただきました)

編集発行人

中部地域協議会

事業部会 奈良進

平成二十一年七月発行

住所 〒450-0002

名古屋市中村区名駅三―二五―九  
堀内ビルディング2F

TEL 〇五二(五八六)九六三一